

新司法試験論文式試験における国際関係法（公法系）の出題のイメージ及び出題の方針について

国際関係法（公法系）は、国際法、国際人権法及び国際経済法を対象とするものとされ、その具体的な出題のイメージ及び出題の方針については、「新司法試験問題検討会（選択科目）の前期検討事項の検討結果について」（平成16年12月10日付けで司法試験委員会に報告）において他の科目とともに示したところであるが（注）、本試験の出題に当たっては、この記載を踏まえた上、国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。

（注）

新司法試験サンプル問題（国際関係法〔公法系〕）の「科目全般について」
国際関係法（公法系）は、国際法、国際人権法及び国際経済法を対象とするものとされている（平成16年8月2日付け司法試験委員会による「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」）。その出題は、国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。